

★賢く★
みんなの
年金学

ご存じですか？ 特別障害給付金制度

国民年金に任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。



【対象者】

- 国民年金に任意加入していなかった下記①②の期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害状態に該当する人。（ただし、65歳に達するまでの間に、障害基礎年金1、2級の障害状態に該当された人に限られます）
- ①平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生
 - ②昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済年金等の加入者）の配偶者

【支給額】

- ①障害基礎年金1級に該当する人：月額5万円
- ② " 2級に該当する人：月額4万円
- ・支給額は毎年度自動物価スライドがあります。
- ・所得によって支給制限される場合があります。
- ・他の年金を受けている場合は支給制限があります。

国民年金の保険料は口座振替で！

【ご注意ください】

- ・給付金は、請求のあった月の翌月から支給されます。
- ・障害認定に必要な書類については、お早めにお問い合わせください。（診断書等については、所定の様式が定められています）
- ・障害認定には、過去の状況を確認する必要がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・認定され、支給決定となった場合は、請求の翌月以降の分がさかのぼって支給されます。

申請手続・問合せ先	
各支所市民課国保年金係	
○三角支所	☎53—1111
○不知火支所	☎33—1111
○松橋市民センター	☎32—1111
○小川支所	☎43—1111
○豊野支所	☎45—2111

人間ドックを 再募集します

宇城市国民健康保険では、国保加入者の皆さまの健康な生活をお手伝いするため、下記のとおり人間ドックを実施しています。
4月に募集をしましたがまだ余裕があります。これまでに人間ドックを受けたことのない方は、ぜひこの機会に受診されてはいかがでしょうか。

申込対象者 宇城市国民健康保険に加入している人で、平成17年4月1日現在で35歳以上75歳未満の人

検査機関

- 宇賀岳病院（松橋町）
- 池田胃腸科内科医院（三角町）
- 宇城市民病院（松橋町）
- 熊本県総合保健センター（熊本市）
- 済生会熊本病院 健診センター（熊本市）
- 日赤熊本健康管理センター（熊本市）
- 高野病院（熊本市）

検査項目 日帰りドック・宿泊ドック（基本健診）に加えて、子宮がん検査や骨粗しょう症検査などのオプションを追加できます。

検査費用 自己負担額は、各検査機関の検査費用の3割（オプションについても同様）
申込期間 8月10日（水）～24日（水）
申込受付 各支所市民課国保年金係備え付けの「ドック申込書」により申し込んでください（電話申し込み不可）

申込・問合せ先	
各支所市民課国保年金係	
○三角支所	☎53—1111
○不知火支所	☎33—1111
○松橋市民センター	☎32—1111
○小川支所	☎43—1111
○豊野支所	☎45—2111

地元の案内人により、昔ながらの街並みが残る豊前街道沿いを案内される参加者たち



「山鹿市旅先案内人の会」の案内人により、昔ながらの街並みが残る豊前街道沿いを案内される参加者たち

「まちづくりボランティア」は、来年1月のボランティアガイドスタートを目指し、イラストマップづくりやボランティア活動について定期的に研修を行う予定です。

なお、小川町で大切に伝えられてきた家屋や商店街・史跡を舞台にボランティア活動をしてみたい方は随時加入を受け付けております。

申込・問合せ先
本庁総務課人権・男女共生係
☎32—1111（内線292）
風の館塩屋 ☎43—6191

6月30日、宇城市男女共同参画推進懇話会（江村英子会長）の第1回会議が開催されました。

くまもと県民交流館男女共同参画センター主幹の岡崎光治氏による講話の後、宇城市民の男女共同参画に対する意識調査や啓発イベント等について協議が行われました。



懇話会会員約18人が出席して市役所本庁で行われた第1回の会議

平成17年度第1回宇城市男女共同参画推進懇話会会議



パートナーシップ通信

vol.8

人権・男女共生係
☎32-1111
（内線292）



みんなで学ぼう

じんけん

生涯学習課
人権教育係
☎33-1240
（内線332）

高校の「言わない書かない」取り組み

「家はどの付近ですか」「その質問には学校の指導でお答えできません」。

これは、宇城地区のある企業での高校生の就職試験における面接の一場面です。今まで身元調査が差別につながったという事例がとて多くあります。まして、身元調査の結果が就職試験の合否につながるということは、重大な人権侵害や差別を深めることにつながっています。

「家はどの付近ですか」という問いは、身元調査につながる可能性が高く、本人のどれだけ仕事ができるかを見る問いとして不適合です。

部落差別を見抜き、部落差別に負けず、部落差別をなくしていこうという全国の高校生集会で部落出身のMさんが、自分の就職試験のことを語っていました。

「ある金融機関を受験したいと学校に申し出たところ、『そこは家庭環境を重視するから君では難しい、他のところに変えてはどうか』と言われた。しかし、自分の責任ではない家庭環境を理由に自分だけがなぜ希望をかなえられないのか不合理に思い、第1希望の企業を受験した。1次試験に合格し、2次試験でも問題ないと言われていたもので、合格するものと思っていたら、不合格の通知が届いた。不合格の理由としては、どうしても家庭環境、貧困であることしか思い当たらない」と。

これを契機に家庭環境をはじめ、本人の責任ではない項目を排除した全国高校統一応募用紙が採用され、差別や人権侵害がないよう取り組まれています。そして熊本の高校でも差別や人権侵害につながる問いには、「学校の指導でお答えできません」と言うように、また、保護者欄に斜線を引くなど、全国でも先進的に取り組んでいます。